

一般質問発言通告書

発言順位 11 番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

平成27年6月16日

三島市議会議員 松田吉嗣様

三島市議会議員 7 番 堀江和雄



質問事項1	生活困窮者の自立支援のしくみ
具体的内容	
<p>昨年12月生活保護法の改正とあわせて生活困窮者自立支援法が成立し、三島市でも平成27年4月から同制度がスタートすることになりました。この制度はこれまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな制度です。これは第2のセーフティネットでもあります。さらに生活困窮者という定義がなされ、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者とありますが、ここでいう経済的に困窮とは、単に経済的に困っているというだけではなく、社会・地域から孤立してしまっているなどの様々な要因が含まれている場合が少なくありません。これまでも、地域の企業、NPOなど多くの団体がこのような支援をして頂いています。三島市は、生活困窮者の自立の為の支援制度を民間企業に委託してスタートしました。同制度の現状、三島市の就労支援の政策的位置づけ、地域福祉計画への位置づけ、関係機関との連絡調整会議など、これからの同制度について質問します。</p>	
1 三島市における生活困窮者自立支援制度	
(1) 制度の概要、初年度実施事業と任意事業	
(2) 民間に期待する内容、生活支援センターの実施業務と相談支援体制	
(3) 同制度の相談状況と事業者からの報告及び、制度の対象となるべき方	
(4) 生活困窮者の自立とは	
2 同制度の周知	
(1) これまでの周知方法、周知されるべき対象	
(2) 生活保護制度との違い	
3 庁内関係部署や関係機関との連携	
(1) 福祉総務課など庁内関係部署との連携体制と情報共有（連絡調整会議）	
(2) (仮称)生活困窮者自立支援ネットワーク会議の実施・必要性	
4 相談後の出口戦略として重要な未実施の任意事業への取り組み	
5 無料職業紹介事業の取り組み・必要性	
6 地域福祉計画への位置づけと就労支援の政策的位置づけ	
7 コミュニティソーシャルワーカーの生活圏域への配置	